令和９年度

# 三原市奨学金の募集について

この奨学金は、**学生本人が貸付を受けますので、将来，学生本人が返済しなければなりません**。ご家庭で十分に話し合い、奨学生（奨学金の貸付を受ける方）を希望する方は申し込みの手続きを行ってください。

## １　奨学生の資格条件

⑴ 高等学校（通信制の課程を除く）、高等専門学校に在学していること

⑵ 保護者が三原市内に住所を有すること

⑶ 経済的理由により就学が困難であると認められること

⑷ 人物及び学業成績優良であること

⑸ 他の団体から奨学金等を受けていないこと

⑹ 連帯保証人１人（三原市内に住所を有し、保護者以外で独立して生計を立てている成人）をたてられること
※奨学生（その保護者）と同一世帯に属する人は不可

## ２　奨学金

| | | |
|---|---|---|
| 国立及び公立の高等学校又は高等専門学校 | 月額 | １３,０００円 |
| 私立の高等学校又は高等専門学校 | 月額 | ２０,０００円 |

## ３　貸付期間

高等学校または高等専門学校の正規の修業期間

## ４　提出書類（申請時）及び募集人数

⑴ 三原市奨学金貸付申請書（様式１号）

⑵ 令和８年度（令和７年分）市・県民税課税台帳記載事項（所得）証明書
（収入のある方全員）

⑶ 受付期間：令和９年１月18日(月)から令和９年２月12日(金)まで

⑷ 提出先：三原市教育委員会　学校教育課
三原市港町三丁目5番１号　三原市役所６階

⑸ 募集人数：若干名(１～２名程度)

※貸付決定は、世帯収入及び学業成績等を総合的に審査し教育委員会会議で行います。
よって、**確実に貸付を受けられるものではございません。**

## ５　奨学金の交付

３ケ月ごとの中の月に，指定された**奨学生本人名義の預貯金口座**へ振り込み
（５月、８月、１１月、２月の中旬に、３ケ月分を振り込み）

## ６　奨学金の打ち切り

⑴ 死亡したとき

⑵ 中途退学したとき

⑶ 奨学金の辞退の申し出があったとき

⑷ 保護者が三原市外に転出したとき

⑸ 奨学金を必要としない事由が生じたとき
⑹ その他奨学生として適当でないと認めたとき

## 7　異動届

奨学生であった者は、奨学金返還完了前に本人、保護者、保証人の住所、その他重要な事項に異動があったときには、教育委員会に届けなければならない。

## 8　奨学生の決定通知及び提出書類

⑴ 決定通知

奨学生は、三原市教育委員会会議を経て決定し、３月末に申請者に結果を通知する。

⑵ 貸付決定後の提出する書類

住民票謄本（本籍地記載のもの）
在学証明書
誓約書
振込口座届

⑶ 貸付期間に毎年提出する書類

成績証明書

## 9　奨学金の返還

奨学生は卒業の年の１ケ年後から１５ケ年以内に、その金額を月賦、半年賦または年賦で口座振替等により返還しなければならない。ただし、全部または一部を一時に返還することができる。

奨学生が奨学金の打ち切りに該当するときは、交付を打ち切られた月の６ケ月後から返還しなければならない。

## 10　返還の猶予・免除

⑴ 猶予

奨学生又は奨学生であった者が、次のいずれかに該当するときは、申請により相当の期間奨学金の返還を猶予することができる。

① 奨学生であった者が更に上級学校に進学したとき
② 疾病その他特別の事由が認められたとき

⑵ 免除

奨学生又は奨学生であった者が次のいずれかに該当するときは、申請により奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

① 返還完了前に死亡したとき
② 心身障害により返還能力がなくなったとき

## １１　返還金の滞納

正当な理由なく返還金を滞納したときは、借受人（奨学生）・連帯保証人に文書・電話又は訪問による督促を行い、それでも返還のないときは、法的措置を行うことがあります。

お問合せは･･･
**三原市教育委員会　学校教育課　学校経営係**
広島県三原市港町三丁目5番1号　三原市役所6階
電話:0848－67－6154